

※ 調査票の様式を当協会ホームページ (<https://www.okayama-keikyo.jp/>) よりダウンロード出来るようになりました。ぜひご利用ください。

2023年6月5日

会員各位

岡山県経営者協会

標準者賃金調査ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標準者賃金調査を別紙のとおり実施し、会員各位のご参考に供したいと存じます。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、担当者の方にお渡しいただき、ご回答をくださいますようご協力をお願い申し上げます。

敬具

<標準者賃金について>

学校卒業後直ちに入社し、引き続き在籍している従業員で、設定された条件に当てはまる者の所定内労働時間賃金の調査です。

該当者が複数の場合は、標準的に昇進、昇格した者について記入してください。また、該当者がいない場合は、貴社の判断により実在者から推計し、記入してください。

<調査表について>

1. 調査月日

2023年6月1日現在で記入してください。

2. 調査対象

原則として、管理者を含む全従業員（役員、執行役員、役員兼務の管理職、嘱託、臨時従業員、契約社員、パートタイム労働者は除く）で記入してください。

3. 設定条件

学歴、年齢、勤続年数、扶養家族の条件に該当する者を選んでください。

※学歴ごとに分けるのが困難な場合は、事務・技術職は大学卒の欄、作業職は高校卒の欄へまとめて記入してください。

4. 所定内労働時間賃金

基本給、生活補助給、能率・奨励給、役付手当など、所定内労働時間に対して支払われる賃金合計を記入してください。ただし、通勤手当は除いてください。

合計に含まれる家族手当を内数として記入してください。

<調査表の取扱について>

ご回答内容は部外秘とし、調査結果の発表にあたって会社名・内容は、一切公表いたしません。

<提出方法> 調査票はFAXまたはメールでお送りください。

FAX (086) 233-6510 E-mail chingin@okayama-keikyo.jp

※調査票は当協会ホームページ (<https://www.okayama-keikyo.jp/>) よりダウンロード出来ます。トップページ内のお知らせ一覧をご覧ください。

<お問合せ>

岡山県経営者協会 〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 TEL (086) 225-3988
E-mail chingin@okayama-keikyo.jp